

特集

# 新型コロナウイルスに 負けるな!

■ 中小企業支援施策情報

■ 感染症BCP策定のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大により、企業経営は日を迫うごとに逼迫ひっばくした状況となってきています。その状況を踏まえ、国や宮城県、仙台市は新たな支援施策の策定や既存制度の拡充を図っており、影響の長期化が想定されることから、自社の状況に合った施策を早めに活用していくことが、この危機を乗り越えるポイントと言えます。

今月号では、資金繰り支援に関する施策について、売上高要件を基準に一覧形式でまとめたフローチャート図のほか、感染症をターゲットとした企業の事業継続計画(BCP=Business Continuity Plan)策定のポイントについてご紹介します。

## 新型コロナ克服に向けて地域企業への支援拡充を要望

## 休業協力金の上乗せ、休業要請対象外の事業者への支援金の実現

当所では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い逼迫ひっばくする地元中小・小規模事業者の現状を打開するため、仙台市に対し、支援の拡充や連携体制の強化等を要望しました。

鎌田会頭からは、「地域経済を立て直していくためにも、まずは最前線に立つ医療関係者への支援も重要だ」と、感染症克服のための幅広い観点による対応を提案。郡和子仙台市長は「地域企業のためにも、数ある支援制度の情報がしっかりと行きわたるようにしていかなければならない」と商工会議所へのさらなる協力を求めるなど、地域全体で危機的状況を乗り越えていくため、行政と経済界が一体となって取り組むことを確認しました。

その後、要請した緊急経済対策が実現し、4月25日から5月6日までの休業要請に従った事業者に対して宮城県が支給する金額に、仙台市独自の積み金がされた「地域産業協力金」、本協力金の給付対象とはならない事業者への支援として「地域産業支援金」が策定されました。商工会議所では、地域企業の窮状を訴えながら、今後も引き続き支援の拡充を行政に働きかけていきます。



郡市長(写真左)に要望書をわたす鎌田会頭。

※本特集に掲載している内容は5月28日時点の情報です。申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

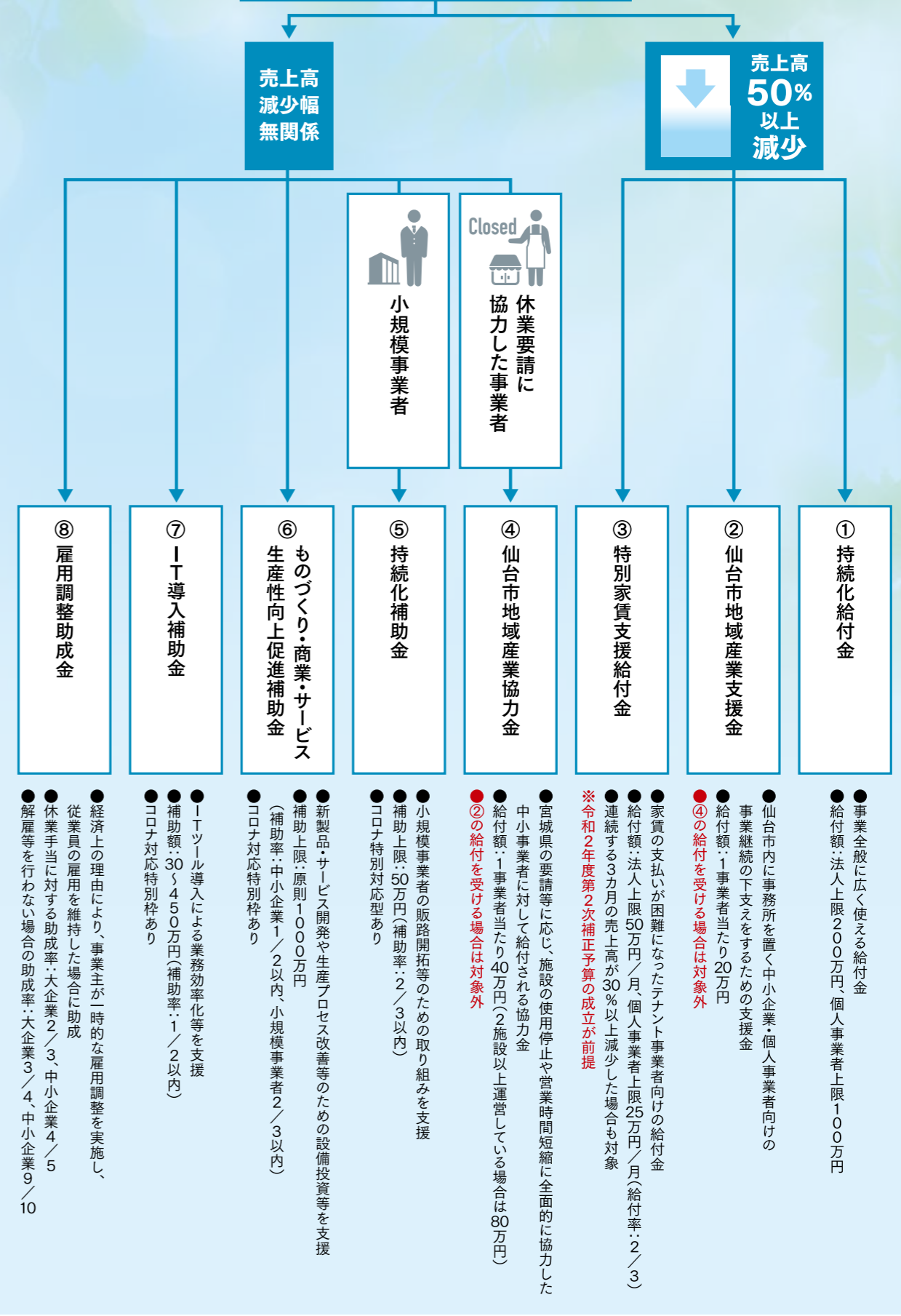


# 中小企業支援施策活用フローチャート

左記フローチャートは、資金繰り支援に関する施策を「もらう」、「かきる」の切り口からまとめたものです。活用をご希望のメニューがございましたら左下部の各問い合わせ先までご連絡ください。

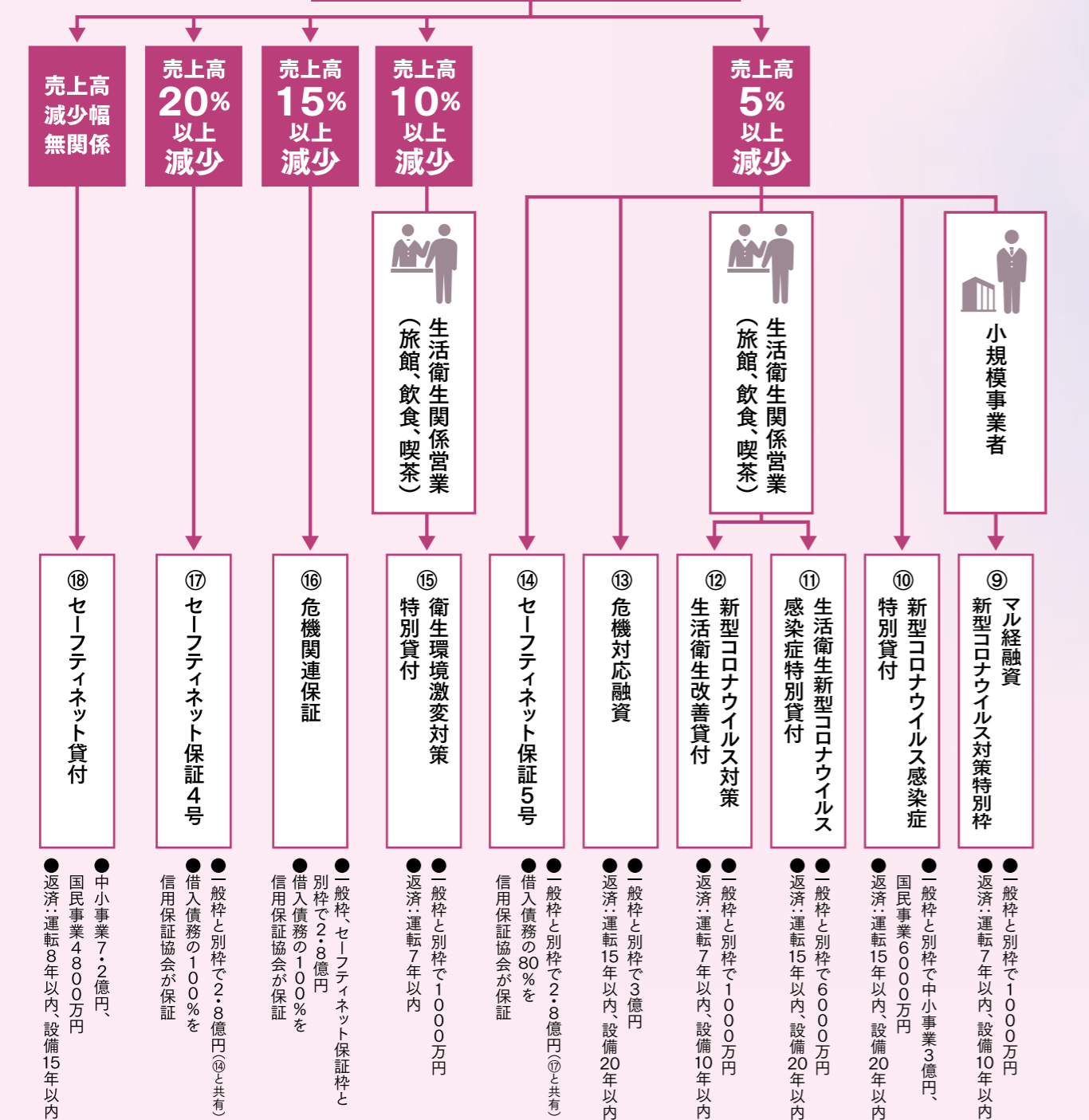
## もらう

### 給付金・補助金・助成金



## かきる

### 融資制度



**各支援施策に関する問い合わせ先**

■各支援施策全般および⑤、⑥、⑦、⑨：仙台商工会議所 経営支援チーム	022-265-8127
■①：持続化給付金コールセンター	0120-115-570 03-6831-0613 (IP電話専用回線)
■②、④：仙台市経済局地域産業支援課	0570-085894
■③：中小企業庁 総務課	03-3501-1768
■⑧：宮城労働局 職業対策課助成金部門	022-299-8063
■⑩、⑪、⑫、⑮、⑱：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
■⑭、⑯、⑰：宮城県信用保証協会	022-225-5230
■⑬：商工中金仙台支店	022-225-7411



# 新型コロナウイルス感染症と事業継続 〜他社事例から導くBCP策定のポイント〜

本稿では、4月17日に仙台商工会議所青年部が主催し、リモート方式で開催したセミナー内容の一部をご紹介します。

## 先行事例を参考に

新型コロナウイルス、あるいは新型インフルエンザといった感染症に対し、対策をしていない状況で今日に至ったという企業は少なくないと思います。その場合、これから対策を考え、事業継続計画（以下、BCP）を策定する時間はありませぬ。危機はやってきてしまいましたので、今回の感染症に関しては、しのぐしかありません。そのためのヒントとなるのが、少し先にウイルスの到来に巻き込まれて対応した東京などの企業の事例です。それらを参考にしながら、いま、やるべきこと、今後のためにやっておいた方がよいことについてお話しします。

1つ目は「**社員の安全配慮義務を考慮した勤務体制の構築**」です。安全配慮義務とは、簡単に申しますと、企業は従業員が安全に働ける環境を提供する義務があるということです。これを怠り、従業員の方に危険がおよんだ場合、あるいは

お亡くなりになってしまった場合には、従業員本人ではなく、その方のご親族、ご遺族から訴えられることがあるということをご念頭に置いてください。

従業員の勤務体制については、やはり在宅勤務を実施する企業が非常に多くなっています。従業員の感染を防止するために、可能な限り勤務体制等に配慮することが求められます。テレワークが理想ですが、導入が難しい場合には時差出勤、交代制など、人と接する機会を減らす対策を検討する必要があります。

2つ目は「**事業停止等の判断**」です。BCPにおいて最も大切なことは、重要業務が何かを決めることです。平時にさまざまなセクションの方に集まっていたら、どの業務を残すべきか、止めるにしてもいつ頃に復旧すべきかを分析してBCPはつくっていくのですが、もし、これが決まっていない場合には、経営者の皆さんの嗅覚で決めていただくしかないと思います。やむを得ないところではあります

が、経営者の皆さんは、自社の事業をしっかり把握していらっしゃると思いますので大丈夫です。

3つ目は、「**代替手段での事業継続の検討**」です。これまでと同じやり方では、事業が継続できないのであれば、他の方法で代替しようということになります。

この2月1日には、自動車部品業の会社が生産停止の長期化に備え、中国以外での代替生産を検討したり、4月7日には、製薬会社が緊急対応案件であったも、原則、対面ではなく、メールやWeb会議システム、電話、郵送等で対応するということを決めていました。このセミナーも、Zoomを活用して実施しています。これも代替です。

実は、今回のような緊急事態というのは、「業務のあり方を変えていく力」になります。在宅勤務を始め、業務のやり方を見直し、学ぶチャンスであるという見方もできると思います。

4つ目は「**対策本部体制の構築**」で

くるのです。とは申しませんが、自社のことをだけを考えて運用するわけにはいきません。特に感染症のBCPを運用する際には、「従業員の安全確保」、「事業の継続」、「そして感染予防への協力や社会機能維持への協力」といった「社会的責任」、

この3点をバランスよく行うことが非常に大切になっていきます（図2参照）。新型コロナウイルス感染症がおよぼす影響によって、私たちの会社、そして生活は大変な事態に陥りつつあります。まさに未曾有の事態だと思えます。まず、この

この3点をバランスよく行うことが非常に大切になっていきます（図2参照）。新型コロナウイルス感染症がおよぼす影響によって、私たちの会社、そして生活は大変な事態に陥りつつあります。まさに未曾有の事態だと思えます。まず、この

ウイルスから自分自身を守ることを最優先に考え、行動し、さらに自らの会社を守るという観点で、他社の先行事例などを参考に、今後の対策をご検討ください。

す。リスクにさらされたときほど、経営者のリーダーシップの差が、組織の活力や従業員のモチベーションに表れます。今回の新型コロナウイルス感染症は、第2波、第3波がやってくれば、終息には2022年までかかるのではないかと話す人もいます。ですから、それまでしっかりと対策を立てておくことが肝要です。

**大切なのは「全体最適」**

改めてBCPとは何かと申しますと、「事業の中断・阻害に対応し、事業を復旧し、再開し、あらかじめ定められたレベルに回復するように組織を導く文書化した手順」です。文書化しておくことが非常に重要で、極端なことではありませんが、大地震発生時などは、判断し、指示を出すべき経営者が不幸にしてお亡くなりになってしまいうこともあります。そういったことを想定するのもBCPの特徴です。

感染症をターゲットとしたBCPの概

ウイルスから自分自身を守ることを最優先に考え、行動し、さらに自らの会社を守るという観点で、他社の先行事例などを参考に、今後の対策をご検討ください。

念図（図1）をご覧ください。2本の曲線は、形は同じようですが、落ち込み方が異なります。BCP策定前の復旧の度合いを示す赤の実線は、従業員が感染してしまい、やむにやまれず、どんどん落ちていく様子を表しています。一方、BCP策定後の復旧の度合いを示す青の実線は、あえて自ら業務を縮小して落ち込んでいく曲線です。事前の対策や緊急時の対策、そして復旧していくときの対策は、できるだけ落ち込みを少なくする、また、できるだけ復旧を早くする対策をとる。これがBCPです。

また、BCPで重要なのは、「**全体最適**」という考え方です。通常のちよつとした危機対応には、「全体最適」という考え方をとらなくてもいいのです。BCPが想定するのは壊滅的狀態になり、どこから手をつけていいのかわからない、優先順位をつけなければならぬといった状況を想定しています。どこから優先的に事業を再開するのか、あるいはどこを停止させたままにするのか、企業にとって最も有効な戦略を「全体最適」を基準に考える。この点が、通常の危機対応とBCPの最大の違いです。

次に、BCPをつくる目的についてです。「お得意さまのため」という考え方ももちろんあると思いますが、まず、核となるのは「自分たちのため」です。自分たちの会社がつぶれないため、従業員の皆さんが路頭に迷わないためにBCPをつ

図1 感染症をターゲットとしたBCPの整理事項

BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)は、可能な限り早く会社全体の操業度が回復できるよう、主に以下①、②、③を整理する計画をいう。

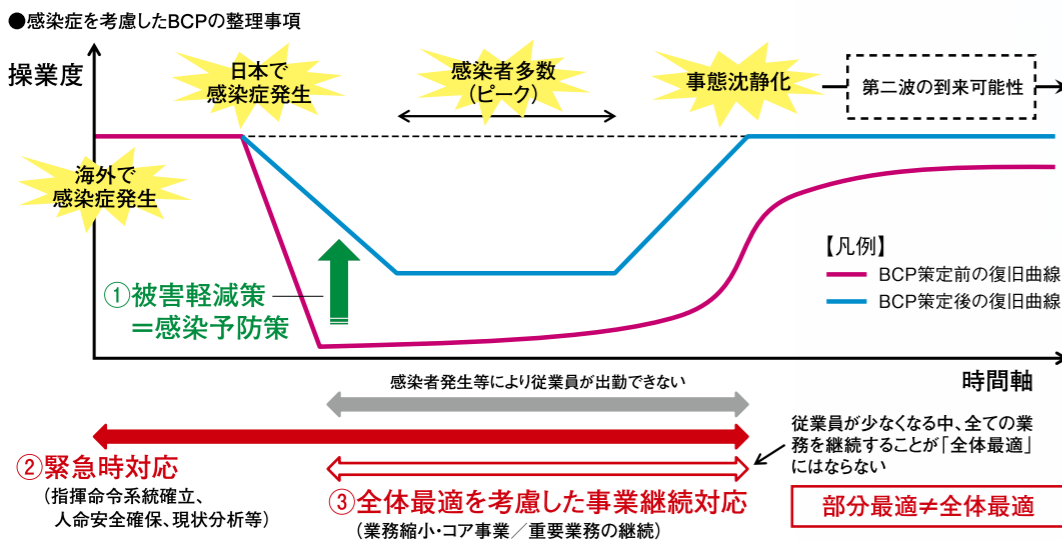
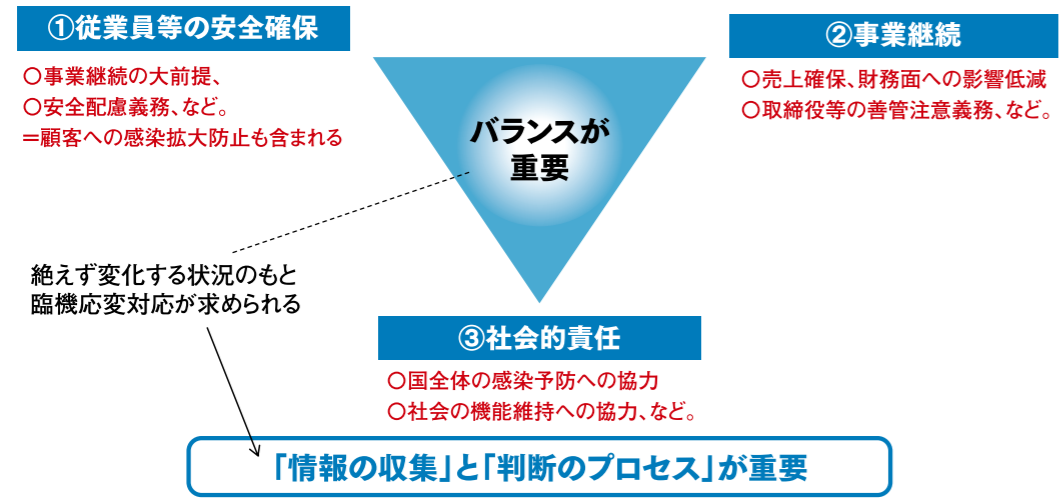


図2 感染症をターゲットとしたBCP策定・運用の目的

感染症の場合も同様に「自社」「顧客」「地域」の観点が必要となる。感染症BCPでは、以下3つの要素のバランスを考慮しつつ、「やるべきこと」を予め整理しておかないと、対応が二転三転してしまう。なお、3つの要素のどれに重きをおくかは、業種・業態によって異なるほか、感染症発生時には、その後の社会状況・風潮などによっても変わってくるため、臨機応変な対応が可能となるよう、「情報の収集」・「判断プロセス」などについても整理するのが重要である。



講師  
MS&ADインテグリティリスク総研(株)  
事業継続マネジメントグループ  
グループ長  
坂井田 輝氏  
さかい だ あきら



## 事業全般に使える事業資金を確保!

### ① 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金が支給される制度。

#### ■支給対象事業者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者。
  - 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人。
- ※資本金10億円以上の大企業を除く。

#### ■給付額

**法人：上限200万円、個人事業者：上限100万円**

#### ■給付額算出方法

前年の総売り上げ(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売り上げ×12カ月)

#### ■申請サポート会場

本給付金は電子申請が基本となりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な場合は、「申請サポート会場」のご利用が可能です。

- 仙台会場：勾当台本町ビル5階(仙台市青葉区本町3-6-17)
- 仙台第二会場：トラストセンタービル1階(仙台市泉区泉中央1-23-6)
- 仙台第三会場：斎宮センタービル5階(仙台市若林区六丁の目西町8-1)

※新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制となります。

受付専用ダイヤル(自動ガイダンス): 0120-835-130

※受付時間: 24時間対応

電話予約窓口(オペレーター対応): 0570-077-866

※受付時間: 9:00~18:00(平日・土日祝日)

#### ■お問い合わせ

持続化給付金事業 コールセンター

フリーダイヤル 0120-115-570

IP電話専用回線 03-6831-0613

※受付時間: 8:30~19:00(平日・土日祝日)

詳細は、下記特設サイトよりご確認ください。

持続化給付金特設サイト: <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



## 該当する事業者の方は 必ず申請をしましょう!

### ② 仙台市地域産業協力金・支援金

#### 1) 仙台市地域産業協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、宮城県の要請や依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力した中小事業者に対して、協力金が支給される制度。

#### ■給付対象事業者

下記のいずれにも該当する事業者。

<飲食店以外を営む事業者>

- 仙台市内にて4月24日以前から事業を営んでおり、宮城県の休業要請対象施設の運営を行っている大企業を除く事業者。

- 宮城県の要請に基づき、**4月25日から5月6日まで運営する全ての休業要請対象施設の使用を停止した事業者。**

<飲食店を営む事業者>

- 仙台市内にて4月24日以前から事業を営んでおり、自身の運営する施設内で飲食サービス業を営んでいる大企業を除く事業者。

- 宮城県の協力依頼に基づき、**4月25日から5月6日まで施設内での飲食サービス提供を5:00~20:00の範囲で行い、かつ酒類の提供を19:00までとしたこと(休業を含む)。**ただし、4月24日以前から当該範囲内での営業だった場合を除く。

#### ■給付額

**1事業者あたり40万円**

※2施設以上運営している場合は80万円。

■申請期限/6月15日(月)※締切日消印有効。



# 新着 支援施策 情報

### 2) 仙台市地域産業支援金

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている中小企業、フリーランスを含む個人事業者の方に対して、事業の継続を支えるための支援金が支給される制度。

#### ■給付対象事業者

下記のいずれにも該当する事業者。

- 1) 市内に本社・本店・主たる事務所を置く大企業以外の事業者。
- 2) 2020年3月以前から事業を行っており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月から6月までのうち、事業収入が前年同月比で50%以上減少している月がある事業者。

#### ■給付額

**1事業者あたり20万円**

■申請期限/7月15日(水)※締切日消印有効。

#### ■各申請書作成支援特別窓口(予約制)

仙台市中小企業活性化センター(仙台市青葉区中央1-3-1 AER5階)

開設時間: 9:00~17:00(平日のみ)

※予約は下記専用ダイヤルにて受け付け。

#### ■お問い合わせ

専用ダイヤル 0570-085894

※受付時間: 8:30~17:00(平日のみ)

※給付を受けることが可能なのは、協力金もしくは支援金のいずれか一方のみとなります。

各制度の詳細は、仙台市ホームページよりご確認ください。

仙台市地域産業協力金

<http://www.city.sendai.jp/kikakushien/kyoryokukin.html>

仙台市地域産業支援金

<https://www.city.sendai.jp/kikakushien/shienkin.html>



地域産業協力金



地域産業支援金

## 固定費の支出を減らして 経営の安定化を!

### ③ 特別家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家賃の支払いが困難になったテナント事業者に対して、家賃の2/3を6カ月分給付する制度。申請方法等の詳細については、決定次第、当所ホームページ等でお知らせします。

#### ■給付対象事業者

- 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等。

- 5~12月までの期間で、1カ月の売り上げが前年同月比で50%以上減っている事業者、もしくは連続する3カ月の売り上げが前年同期比で30%以上減少した事業者。

#### ■給付額

申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額・給付率: 2/3)の6倍

**法人：上限50万円/月、個人事業者：上限25万円/月**

※複数店舗を所有する場合など、上限を超える場合は、給付上限超過額の1/3が給付され、給付上限額(月額)は法人100万円、個人事業者50万円に引き上げられる。

#### ■お問い合わせ

中小企業庁 総務課 03-3501-1768

※本給付金は令和2年度第2次補正予算の成立が前提となります。